

政治資金監査報告書の記載例の追加について

- 登録政治資金監査人が領収書等を徴し難い事情に該当すると認めない支出（人件費以外の支出に限る）について、会計責任者が領収書等亡失等一覧表に記載しない場合

領収書等を徴し難い事情については、政治資金監査実施要領において、具体例を示しているが、具体例以外の場合については、会計責任者等に対するヒアリングを行うことになる。このヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情かどうか合理的に判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会し、徴難事由として認められない場合は、会計責任者に対して、領収書等亡失等一覧表への記載を求めることになる。

しかし、領収書等亡失等一覧表は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成し、登録政治資金監査人に提出する書類であるため、登録政治資金監査人が認めない徴難事由について会計責任者が納得せず、領収書等亡失等一覧表への記載を拒んだ場合には、領収書等亡失等一覧表に記載されないことになる。

この場合、当該支出については、書面により支出の状況を確認することができず、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できないので、政治資金監査報告書には、領収書等亡失等一覧表の代わりとして、別記のとおり記載する。

(3) 登録政治資金監査人が、領収書等を徴し難い事情に該当すると認めることができない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）について、会計責任者が領収書等亡失等一覧表に記載しない場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

（別記）（※3）

（1）別添の「領収書等亡失等一覧表」

（2）支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）

（3）〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

（××月××日・××費・××××円）

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

〇〇〇〇〇〇

（4）領収書等を徴し難い事情とは認められない事情が、領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載されていると判断されるもの

（××月××日・××費・××××円）

・ 記載された領収書等を徴し難い事情

〇〇〇〇〇〇

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

（※2）略

（※3）（1）から（4）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。